

第4節 貿易経済協力局	213
経済協力	213
1. 基本的考え方	213
2. 政府全体の枠組み	213
3. 経済産業省における重点的取組	213
3. 1. 重点分野	213
3. 2. 重点地域	214
3. 3. 民間事業者によるインフラ整備事業（PPP）	214
3. 4. その他	214
貿易投資政策	215
1. 貿易保険	215
1. 1. 貿易保険の概要	215
1. 2. 貿易保険をめぐる最近の動き	215
2. 対日投資促進	216
2. 1. 対日直接投資倍増目標	216
2. 2. 対日直接投資の現状	216
2. 3. 対日直接投資倍増目標の達成に向けた経済産業省の取組	217
3. その他の貿易円滑化・活性化施策	217
4. 対内投資規制の見直し	217
貿易管理	219
1. 安全保障貿易管理	219
2. その他の輸出管理	223
3. 輸入管理	223
4. 為替管理	224
5. 経済制裁	225
6. 輸出入取引審議会	225
7. 経済連携協定（EPA）に基づく特定原産地証明書発給制度	225
8. 輸出入申請手続の電子化ー貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）の運用ー	225
9. 相殺関税、アンチダンピング、セーフガード	226
10. 関税割当制度	227

第4節 貿易経済協力局

経済協力

1. 基本的考え方

世界経済のグローバル化の中で、途上国経済と我が国経済が共に発展し続けていくためには、〔1〕経済開発、貿易・投資の促進等を通じた「途上国の持続的成長の確保」、〔2〕世界の成長軸である東アジア経済と我が国経済との相互連携強化を通じた「日本経済の活性化」、〔3〕地球的規模の課題である「環境・エネルギー問題の解決」等が重要である。このため、経済産業省はアジア諸国の貿易投資環境、産業発展基盤の整備等の観点から、アジア諸国に展開する我が国企業の自主的努力を支援しつつ、日本の「顔の見える援助」の推進等にも留意しながら、重点的に協力事業を実施している。

具体的には、「途上国の持続的成長の確保」「日本経済の活性化」の観点から、ASEAN諸国を中心とするアジア諸国において、ハードインフラ整備、ソフトインフラ整備及び産業人材育成等の分野で貿易・投資の円滑化に係る支援を実施している。その際、産業界と密接に連携して民間ニーズをくみ上げるとともに、民間活力の活用を進めることにより、協力事業を効率的に展開している。「環境・エネルギー問題の解決」の観点から、資源・エネルギー需給安定化に向けた関連インフラ整備や我が国の技術を活用した環境協力を行っている。

2. 政府全体の枠組み

ODA大綱（2003年8月閣議決定）を踏まえ、ODA中期政策（2005年2月改定）や国別援助計画が作成されており、これらの政策に沿った形で、ODAが実施されている。

重要案件に関しては、政府開発援助関係省庁連絡協議会、同幹事会、資金協力連絡会議、技術協力連絡会議等を通じて、関係省庁で議論、連絡・調整を行う。

3. 経済産業省における重点的取組

3. 1. 重点分野

経済産業省は、〔1〕アジア成長基盤整備、〔2〕技術・ノウハウの海外でのブランド化、〔3〕総合資源確保戦略を重点分野として、資金協力や技術協力等を有機的に組み

合わせつつ、戦略的に経済協力を実施している。

(1) 有償資金協力（円借款）

経済産業省は、3省（経済産業省、外務省、財務省）体制の一角として、円借款制度の企画立案、個別案件への供与方針決定に関与している。

(ア) 貿易・投資環境整備の推進

インドネシア、ベトナムなど東アジア地域を中心に、当該国における日本企業の事業活動の支援も念頭に置きつつ、道路、港湾、電力等の経済インフラ整備を通じて相手国の投資環境整備を実施している。2006年度には、インドネシアにおいてジャカルタ都市高速鉄道建設計画（ニンジニア・サービス）、ベトナムにおいてホーチミン市都市鉄道建設計画（ベントイン・スオティエン間）（一号線）（第一期）などに円借款を供与した。

(イ) 資源エネルギーの安定供給と円借款

2006年8月の海外経済協力会議で、資源確保においてODAを有効的に用いていくことの重要性が共有された。また、2007年3月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、資源国との戦略的な関係の構築・強化を図る観点から、ODAの戦略的な活用を通じて経済関係の強化に取り組むことが謳われている。

具体的事例：2006年10月イラク石油大臣来日時に甘利大臣との間でコミュニケを発表し、両国の石油・天然ガス分野における緊密な有効関係を確認するとともに、石油省関連案件について言及。これにより円借款を通じて我が国の石油供給の安定化につながることが期待される。

(2) 技術協力

経済産業省は、2006年度においても引き続き、知的財産の保護、基準認証の制度整備・共通化、物流の効率化、環境・省エネルギー、産業人材育成の5分野を重点分野、東アジアを重点地域として、技術協力を実施した。

(ア) 知的財産権の保護

中国、アセアン各国に対しては、政府および民間企業等の関係者に対して知的財産制度に関する理解を深めるための人材育成を実施した。特に中国では研修やセミナーを行い、中国当局の知財権保護対策強化の一助となった。

また、アセアン各国を中心とした知的財産権庁における機械化（コンピューター化）支援については、各国で進捗の違いはあるが着実に進展している。

(イ) 基準認証の制度整備・共通化

重点地域であるアジアに対する基準認証分野の技術協力については、ASEAN諸国との連携強化を目的とした「アセアン基準認証協力プログラム」を2003年5月に策定し、同プログラムに沿って、標準化、適合性評価及び計量の各分野における技術協力を実施している。

2006年度には、標準化分野においては、ISO/IEC等の国際規格の開発におけるアセアン諸国との連携を促すため、国際規格の重要性の啓発・普及、国際規格の作成に関する知識の習得を目的とした人材育成、及び産業界の主体的参加に向けた体制整備のための支援を実施し、その重要性は各国関係者に認識されつつある。適合性評価分野においては、産業界のニーズの強いアジアの電気・電子機器の品質管理の向上、輸出促進等、貿易円滑化を促進するため、同分野の試験・認証能力の向上を図った。計量分野においては、国際的に承認される計量標準の整備を目指し、標準の設定、校正技術の移転、校正手順書の作成や計量標準基盤整備等の支援を実施した。

(ウ) 物流の効率化

2003年12月の日ASEAN特別首脳会合における提案「メコン地域開発のための新たなコンセプト」に「東西回廊の整備」「メコン地域内におけるヒト・モノの移動の円滑化」がうたわれており、2004年度のCLMV産業協力支援研究会報告書（原レポート）、2005年度の日CLMV経済大臣会合における議論でも、メコン地域の広域開発の観点から、物流効率化は重要な課題とされた。2006年度のASEAN首脳会議において、ASEAN優先統合分野の一つに「物流サービス分野」が加えられ、ASEAN各国においても物流の重要性が認識されつつある。

(エ) 環境・省エネルギー

GAP（Green Aid Plan）の政策対話での議論をベースにして、ASEAN各国の環境・省エネ協力のニーズを踏まえた協力を実施した。

(オ) 産業人材育成

我が国企業の製造現場等を活用した協力を効果的かつ効率的に行うことにより、途上国の産業発展を中長期に亘って支える産業人材の育成を推進している。2006年度には（財）海外技術者研修協会（AOTS）を通じた我が国産業界とのパートナーシップにより、自動車、中小企業など分野において約10,000人の研修生（マネジメント・クラ

ス中心）を国内外で受け入れ、企業の製造現場を活用して技術・経営面の管理研修を実施するとともに、ビジネス日本語研修を実施した。また、製造プロセスの改善などの現場指導のため、約240人の専門家を途上国に派遣した。

また、アジア産業人材のあり方、制度インフラのアジア展開について、経済産業技術協力研究会を設置し、検討を開始した。

3. 2. 重点地域

アジアを重点地域とすることを基本とするが、途上国の経済発展レベルに応じた協力の実施に留意している。

また、アフリカその他の地域にも、アジアでの成功経験（ジャパン・ODAモデル）を活用し、民間資金の呼び水となるような経済協力を実施していく。

（参考）

「ジャパン・ODAモデル」とは、受入国で適切なガバナンスが機能している中で、ハードインフラ、ソフトインフラ（制度等）、産業人材育成による経済発展基盤の整備を、主に円借款と技術協力により支援することで、途上国の自立的な経済成長を促すモデルである。

3. 3. 民間事業者によるインフラ整備事業（PPP）

1990年代以降、途上国等において活発化した民間事業者によるインフラ整備事業は、アジア危機でいったん後退した。その後、途上国の公的債務と先進国のODA負担軽減の観点や、効率的で質の高い行政サービスを確保するといった観点から、近年再び注目されており、2005年1月には、60以上の民間企業、関係団体からなる民間の自主団体として「アジアPPP推進協議会」が設立された。これを核として、主に電力、都市交通、上下水道、IT・公共サービスといった分野で、日本の技術・ノウハウを活用し、アジアを中心とする開発途上国のインフラ整備を運営・管理も含めたトータルサービスとして提供できるよう積極的に取り組むことが期待されている。

3. 4. その他

(1) タイド援助（STEP制度）

我が国の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて我が国の「顔の見える援助」を促進するため、本邦技術活用（STEP）制度を2002年7月に創設

2006 年度においては、インドネシアにおけるジャカルタ都市高速鉄道計画（エンジニアリング・サービス）やベトナムにおけるホーチミン市都市鉄道建設計画（ベンタイン・スオイティエン間（一号線））（第一期）をはじめ、チュニジア、フィリピンにおいて、STEP 条件を活用した円借款を供与した。

2. 対日投資促進

2. 1. 対日直接投資倍増目標

2003 年 1 月の第 156 回通常国会の施策方針演説で小泉総理大臣（当時）が表明した「2006 年末までの 5 年間で対日直接投資残高を倍増」という目標の実現に向け、2003 年 3 月の対日投資会議で「対日投資促進プログラム」を策定し、2004、2005 年度と同プログラムのフォローアップ等が行われた。

さらに、2006 年 1 月、第 164 回通常国会の総理施政方針演説において、小泉総理大臣（当時）は「外国から日本への投資を 5 年間で倍増させる計画は、着実に進展しており、更に大きな目標を掲げて、一層の投資促進を図っていく」と表明した。

これを受け、2006 年 3 月の対日投資会議において「2010 年に対日直接投資残高を対 GDP 比で倍増となる 5% 程度」とするという新たな目標を掲げ、2006 年 6 月の対日投資会議で新目標実現のために「対日直接投資加速プログラム」を策定した。

（参考）対日直接投資加速プログラムの主要分野

(1) 地域への投資を促進

・地域の資源を活用した新事業の創造を促進するため、誘致から企業設立・事業展開等すべてのプロセスをシームレスに支援する。（外国企業の技術やノウハウの活用を図る観点から中小企業施策をはじめ地域関連施策と連携、企業設立等にかかるノウハウ等の提供、地域と外国企業との情報交流の推進）

(2) スピード感をもった包括的な投資環境整備

・海外企業による日本への展開を進めるため、国境を越えた M&A を含めた組織再編の柔軟化に関して残された課題に迅速に対応する。（三角合併に関する制度整備）

・国際的な経済・産業の拠点として、海外との人流・物流の効率化・円滑化を進める。（空港・港湾の整備、海外高度人材の受入円滑化）

・世界のイノベーションセンターを目指し、人材育成、研究開発基盤の強化を進める。（研究・教育拠点整備、産学官の人材交流推進）

・海外人材に魅力ある国に向けて、外国人人材の生活しやすい環境を整備する。（外国人に対する医療環境や子弟の教育環境整備）

(3) 広報活動を通じた一層の理解促進

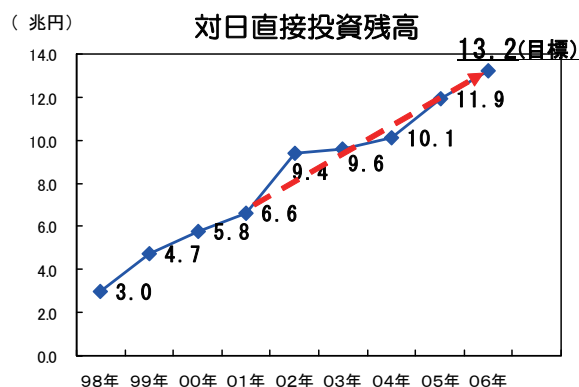
・地方自治体首長が地域住民への理解促進等をはかり、地域の活動を強化する取組を支援する。（地方対日投資会議の開催）

・海外企業に日本の取組を強く印象づけるため、大規模な海外セミナーの開催や閣僚・自治体首長によるトップセールスを実施する。

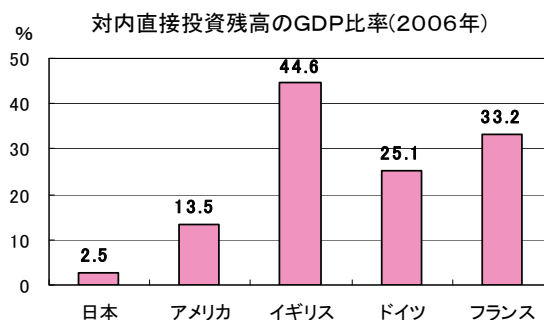
2. 2. 対日直接投資の現状

2006 年末の対日直接投資残高は、約 12.8 兆円で、当初目標（2006 年末までに 13.2 兆円）はほぼ達成された。

しかし、その水準は世界の主要先進国と比べ依然として低い数値になっている。米国の 13.5%、イギリスの 44.6%、ドイツの 25.1%、フランスの 33.2% に比べ、日本は 2.5% にすぎない。また、UNCTAD 「2006 年世界投資報告書」において、日本の対内直接投資の潜在力指数は 141 ヶ国中 22 位と高い水準にあるものの、GDP に占める FDI のシェアでは、131 位という低い水準にとどまっている。



（財務省／日本銀行「対外資産負債残高統計」）



【出所】日・英・独:IMF International Financial Statistics、米: SURVEY of CURRENT BUSINESS、仏: LA BALANCE DES PAIEMENTS ET LA POSITION EXTERIEURE DE LA FRANCE 2006

2. 3. 対日直接投資倍増目標の達成に向けた経済産業省の取組

「対日直接投資加速プログラム」(2006年6月対日投資会議決定)に沿って、以下の施策等に重点的に取り組んだ。

(1) 外国企業誘致体制の強化

関係各府省、JETRO、日本政策投資銀行及び地方経済産業局に設置された対日直接投資総合案内窓口(INVEST JAPAN・設置は2003年5月。ただし、地方経済産業局は2004年7月)において、外国人投資家等に対するワンストップサービスの提供を引き続き行った。

(2) 地域の外国企業誘致活動への支援

地域の特長を活かした外国企業誘致に意欲的に取り組む地域に対して、招へい活動、進出企業の立ち上げ支援活動等に対する支援を行った(JETRO委託事業 2003年度～2004年度：先進的対内直接投資推進事業、2005～2006年度：外国企業誘致地域支援事業)。

※2006年度支援対象地域：

仙台市、埼玉県・さいたま市、さいたま商工会議所、千葉県、神奈川県・横浜市、川崎市、静岡県、GNI(愛知県・岐阜県・三重県・3市・(社)中部経済連合会・1商工会議所)、兵庫県・神戸市、財団法人ひょうご産業活性化センター、広島県・広島市、香川県高松市、福岡市、福岡商工会議所、北九州市、熊本県、沖縄県(計14地域)

(参考)

2003年度：仙台市、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県(計5地域)

2004年度：札幌市、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県(計4地域)

2005年度：宮城県・仙台市、埼玉県・さいたま市、千葉県、神奈川県・横浜市、GNI、大阪府・大阪市、兵庫県・神戸市、広島県・広島市、福岡市、北九州市、飯塚市、熊本県(計12地域)

(3) 広報の実施

対日直接投資歓迎の意を伝え、日本の投資環境に関する

認知度・イメージを向上させるための効果的な広報活動を実施した。

具体的には、我が国及び我が国地方の投資先としての認知度を向上させるため、海外の新聞・雑誌等の各種メディアにおいて広報を実施した。

また、2006年9月にロンドン、11月にシンガポール、サンフランシスコにおいて対日投資シンポジウムを開催、国内でも10月に仙台、横浜にて対日投資促進セミナーを開催し、外国企業に日本への投資を呼びかけた。

(4) 事業環境の整備

2005年7月の新会社法の成立により、「合併等対価の柔軟化」が措置され、親会社の株式等を対価とする合併等(いわゆる「三角組織再編」)が可能となった(施行は、新会社法本体の施行から1年延期され、2007年5月)。

三角組織再編に係る税制の整備等が施行に向けての課題とされた。

3. その他の貿易円滑化・活性化施策

我が国経済の活性化を図る観点から、事業者の輸出努力を積極的に支援する各施策を2005年度に引き続き行った。また、(財)対日貿易投資交流促進協会(MIPRO)を通じた輸入円滑化支援策や関連企業の業務負担を軽減するための貿易手続きの簡素化・電子化施策も継続して行った。

4. 対内投資規制の見直し

我が国は、国際ルールの中枠内で外国為替および外国貿易法(以下、外為法)に基づき一部業種に限定して対内直接投資に対する規制(審査付事前届出制度)を行っている。

外為法が改正された平成3年以降、対内直接投資を取り巻く環境は大きく変化している。我が国の安全等を確保するための対内投資規制は、自由で開かれた国際投資環境を支える重要な制度基盤であり、対内直接投資を促進するためにも実効性の高い規制枠組みに整備する必要がある。特に、最近の環境変化を踏まえると、特定の懸念国や国際テロ組織と関連する外国投資家による我が国企業の買収によって、軍事転用の蓋然性が高い機微な重要技術が海外に不法に流出し、我が国の安全保障に重要な影響を及ぼす恐れに適切に対応することが重要である。また、欧米における先進諸国も投資活動の活発化や安全保障環境の変化を

踏まえ、近年相次いで規制を見直している。

以上のことを踏まえると、現行の外為法に基づく対内直接投資規制は必ずしも現在の国際投資環境に見合っていないため、貿易経済協力局では2006年12月から、投資規制の見直しに着手した。

2006年12月19日に大学教授や企業関係者等の有識者から成る「グローバル経済下における国際投資環境を考える研究会」を設置した。研究会における見直しの基本的な考え方は、〔1〕OECD資本移動自由化コード等の国際的な投資ルールを遵守する観点から、あくまで安全保障上の理由に基づき対内投資規制を見直すこと、〔2〕対内投資規制の目的は、我が国の防衛生産・技術基盤の維持及び我が国の安全に重大な影響を及ぼす機微な技術流出の防止であり、これら目的に照らして必要な規制のあり方を検討すること、〔3〕対内投資規制は、安全保障を確保する上で最低限必要な規制であり、対日投資を阻害しないためにも、制度の透明性や法的安定性の確保が重要であるため、米国エクソン・フロリオ条項のような事後介入方式は導入しないこと、〔4〕規制見直しにあたり諸外国に保護主義と批判されないよう、国際的な規制標準に合わせることを基本とし、過度に厳しい規制とはしないことなどが中心である。

貿易管理

1. 安全保障貿易管理

通常兵器、大量破壊兵器等の輸出管理に関しては、我が国を含む先進国を中心とした国際輸出管理レジームの動向を踏まえつつ、「外国為替及び外国貿易法」（外為法）、「外国為替令」（外為令）、「輸出貿易管理令」（輸出令）の規定に基づき、国際的な平和及び安全の維持という観点から実施している。

2001 年 9 月 11 日に発生した米国同時多発テロ以降、2004 年のパキスタンにおけるカーン・ネットワーク（核の闇市場）の発覚等、懸念国への大量破壊兵器等の不拡散及びテロリストによる大量破壊兵器等の調達及び使用の未然防止を念頭に、実効性のある輸出管理を行うことが求められている。

(1) 安全保障貿易管理制度の概要

(ア) リスト規制

ワッセナー・アレンジメント等の国際輸出管理レジームにおいて、規制の対象とする旨合意された品目の輸出について経済産業大臣の許可を必要とするもの

(イ) キャッチ・オール規制

食料品、木材等を除く全品目の輸出について、核兵器、生物・化学兵器、ミサイルといった大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可を必要とするもの（参照図：キャッチ・オール規制の仕組み）

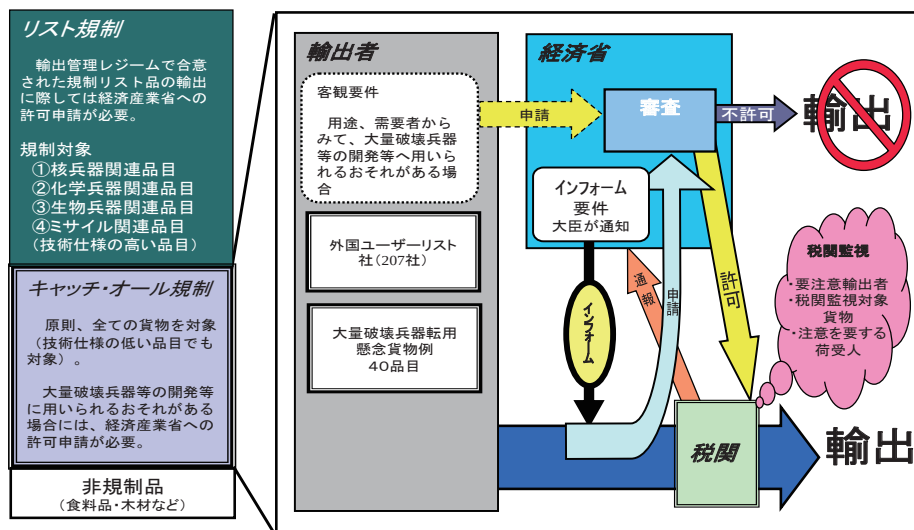
(A) 規制対象地域

・下記 26 か国（すべての国際輸出管理レジームに参加し、キャッチ・オール規制を実施している国）を除く全地域を規制

（規制対象外の 26 か国）：

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国（アルファベット順）

キャッチ・オール規制の仕組み



図：キャッチ・オール規制の仕組み（2007 年 7 月現在）

安全保障貿易に係る輸出許可申請件数（経済産業省本省分）

2002 年	8,209 件
2003 年	8,670 件
2004 年	9,150 件
2005 年	8,974 件

(B) 規制発動要件

○客観要件

- ・用途要件：その貨物が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがあるときは、許可申請が必要
- ・需要者要件：最終需要者が大量破壊兵器等の開発等

を行う旨、ないしは行った旨が契約書等に記録されているときは、許可申請が必要

○インフォーム要件：輸出者が経済産業大臣から通知を受けたときは許可申請が必要

＜参考＞外国ユーザーリスト（注）の公表

輸出する貨物の需要者又は提供する技術を利用する者が本リストに掲載されている場合には、用途、取引の態様・条件等からみて、大量破壊兵器等の開発などに用いられないことが明らかなきを除き、経済産業大臣の許可が必要となる。

（注）外国ユーザーリスト：大量破壊兵器の開発動向に関する公開情報をベースに、経済産業省として知り得た様々な情報や過去の輸出管理の運用実績を踏まえて選定したものである。定期的に改訂を行うこととしている。

（ウ）包括許可制度

（A）一般包括輸出許可

- ・貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、国際レジームの参加国等への輸出を包括的に許可する制度
- ・C P（コンプライアンス・プログラム）の届出が必要

（B）特定包括輸出許可

- ・継続的な取引関係がある需要者等に対する輸出を包括的に許可する制度
- ・C Pの届出が必要

（C）特別返品等包括輸出許可

- ・輸入した装備品や部分品（１項該当品）の不具合品、異品等を返却するための輸出を包括的に許可する制度
- ・C Pの届出が要件

（2）武器輸出三原則等

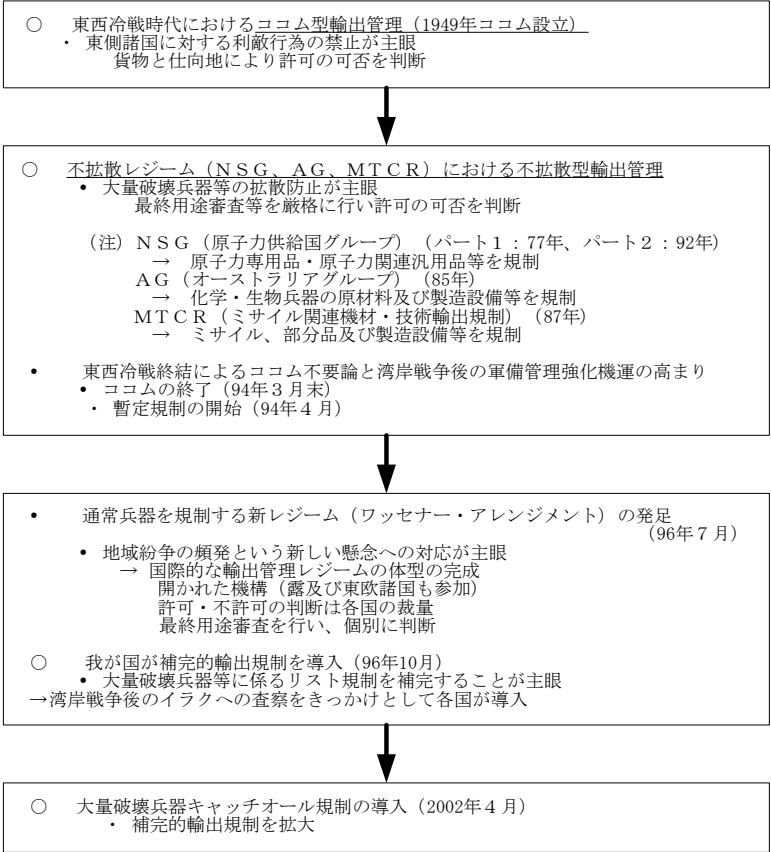
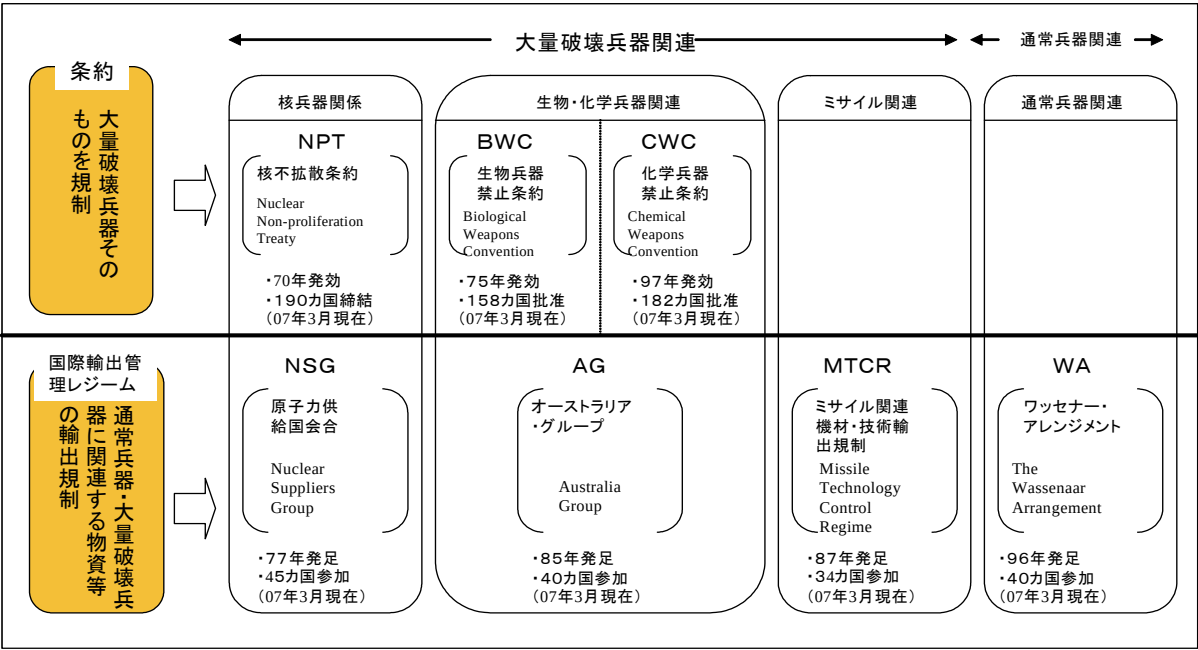
武器輸出三原則等により、我が国からの武器の輸出は原則として禁止されている。

2005年12月、BMD（Ballistic Missile Defense：弾道ミサイル防衛）システム用能力向上型ミサイルの日米共同開発への移行が閣議決定された。その際の内閣官房長官談話において、武器の輸出管理に関しては、武器輸出三原則等を維持しつつも、BMDシステムに関する案件については、「日米共同開発において米国への供与が必要となる武器については、武器の供与のための枠組みを今後米国と調整し、厳格な管理の下に供与する」こととされた。

（3）国際輸出管理レジームにおける貢献

我が国は、NSG（Nuclear Suppliers Group：核兵器関連貨物）、AG（Australia Group：生物・化学兵器関連貨物）、MTCR（Missile Technology Control Regime：ミサイル関連貨物）、WA（the Wassenaar Arrangement：通常兵器関連貨物）のすべての国際輸出管理レジームに参加しており、これらの会合に出席し、輸出管理の連携、規制対象貨物リストの見直し、懸念調達活動に係る情報交換等を行っている（参照表：国際的な安全保障輸出管理の枠組み、図：安全保障貿易管理の変遷）。

表：国際的な安全保障輸出管理の枠組み



図：安全保障貿易管理の変遷

(4) 輸出管理アウトリーチについて

(ア) アジア輸出管理政策対話

大量破壊兵器関連貨物・技術の拡散を食い止めることは、アジアの安定的発展を図る上でますます重要な課題とな

っている。我が国は従来から懸念国への輸出に対し厳重な管理を行ってきたが、最近では第三国を経由した迂回輸出等手口が巧妙化している。こうした状況では輸出国のみの輸出管理では限界があることから、輸出管理分野でのアジ

ア各国との連携関係を構築していく必要がある。係る観点から、迂回輸出防止のための具体的施策を議論し、懸念国向け輸出を連携して阻止する仕組みを検討するため、関係国・地域政府の輸出管理局の局長クラスによる第2回輸出管理政策対話を東京にて開催(2004年10月18日)し、輸出管理の強化のための基本原則が議長声明として取りまとめられた。その後、引き続き2006年2月8、9日に第3回アジア輸出管理政策対話が行われた。

<第3回アジア輸出管理政策対話の概要>

- (A) 日程：2006年2月8、9日
- (B) 議長国：オーストラリア
- (C) 参加国・地域：オーストラリア、香港、韓国、シンガポール、タイ、米国、日本
- (D) 議題
 - (a) 前回政策対話のレビュー
 - (b) 近年の拡散懸念
 - (c) 各国の輸出管理の取組
 - (d) 国際輸出管理レジームにおける取組
 - (e) 地域的取組(A R F、A P E C)
 - (f) アジア各国・地域へのアウトリーチ活動の現状
- (イ) アジア輸出管理セミナー

アジア各国・地域の輸出管理政策担当者(局長又は課長レベル)を招へいし、日本を含む各国・地域の輸出管理に係る経験やノウハウを共有し、輸出管理制度の整備に向けた方策や課題について理解を深めることで、アジア各国・地域における輸出管理の強化を支援することを目的として、第14回アジア輸出管理セミナーを開催した。本セミナーは1993年度より毎年1回、東京で開催している。

<最近の実績>

- ・第11回 2003年10月28日～30日(東京)
- ・第12回 2004年10月19日～21日(東京)
- ・第13回 2006年2月21日～23日(東京)
- ・第14回 2007年2月6日～8日

<第14回アジア輸出管理セミナーの概要>

- (A) 実施機関：(財)安全保障貿易情報センター(C I S T E C)
- (B) 参加国・地域：
ブルネイ、カンボジア、中国、インド、インドネシア、ラオス、マカオ、モンゴル、ミャンマー、パキスタン、フィリピン、台湾、タイ、アラブ、ベトナム、ス

リランカ、バングラディッシュ、ドイツ、香港、韓国、シンガポール、英国、米国、デンマーク、日本

(C) 議題

- (a) 大量破壊兵器の拡散動向と輸出管理を巡る動向
- (b) アジアにおける輸出管理政策の進展
- (c) 輸出管理制度の強化に係る課題
- (d) 効果的な輸出管理制度に向けて
- (e) 産業界への普及啓発
- (f) 輸出管理を巡る国際協力

(ウ) アジア輸出管理研修

アジア諸国・地域の輸出管理政策・実務担当者を日本に招へいし、輸出管理の効果的運用のために必要な知識、ノウハウの移転を目的として、第7回アジア輸出管理研修を実施した。1999年度より毎年1回、東京で開催している。

<最近の実績>

- ・第6回 2004年11月16日～12月11日
- ・第7回 2005年11月6日～11月19日
- ・第8回 2006年11月5日～11月18日

<第8回アジア輸出管理研修の概要>

- (A) 実施機関：(財)安全保障貿易情報センター(C I S T E C)、独立行政法人国際協力機構(J I C A)
- (B) 招へい国・地域：カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、タイ、ベトナム
- (C) 議題
 - (a) 世界の不拡散体制
 - (b) 日本の輸出管理法制度
 - (c) 国際輸出管理レジーム
 - (d) C I T(規制品目紹介)
 - (e) 企業の自主輸出管理

(エ) 輸出管理現地セミナー

2003年12月の日・ASEAN特別首脳会議で採択された「日・ASEAN行動計画」において、効果的な輸出管理の実施の強化等に合意した。これを踏まえ、アセアン8か国において、セミナーを開催し、各国の輸出管理制度に関して広範に情報交換するとともに、我が国の政策的な協力分野について意見交換を行った。

- (A) インドネシア(2004年7月13～14日)
- (B) フィリピン(2004年7月16日)
- (C) タイ(2004年8月5日)
- (D) ベトナム(2004年5月12日)

- (E) カンボジア (2005 年 1 月 12 日)
- (F) シンガポール (2005 年 1 月 25～27 日)
- (G) ラオス (2005 年 2 月 7 日)
- (H) ブルネイ (2005 年 3 月 28 日)

＊2005 年はパキスタンに対して実施 (2005 年 5 月 9 日)

(オ) 産業界向けアウトリーチ・セミナー

アジア諸国との輸出管理をめぐる連携の一環として、アジア各国・地域の現地企業及び日系企業に対して、輸出管理の運用実施に係る情報提供、企業への自主輸出管理に係る情報提供を行うことにより、アジア各国・地域の輸出管理の実効性の向上を図ることを目的として実施している。2006 年度は、タイ等で実施。

＜2007 年度産業界向けアウトリーチ概要＞

(A) シンガポール

- (a) 日程：2007 年 6 月 18、19 日 (シンガポール)
- (b) 実施機関：経済産業省、シンガポール税関、米国商務省
- (c) 参加者：現地企業
- (d) 内容
 - ・輸出管理制度の説明
 - ・社内輸出管理規定等の説明
 - ・輸出管理に係る個別相談会の開催

(B) タイ

- (a) 日程：2007 年 2 月 20 日 (タイ)
- (b) 実施機関：(財)安全保障貿易情報センター (C I S T E C) 及びタイ商務省
- (c) 参加者：現地企業
- (d) 議題：
 - ・最近の大量破壊兵器拡散の動向
 - ・タイ及び日本の輸出管理制度
 - ・政府と産業界との協力関係
 - ・民間企業における社内輸出管理

(5) 安全保障貿易管理の普及・啓発の促進

輸出関連企業等における輸出管理社内規程 (C P : コンプライアンス・プログラム) の整備を通じた自主管理の支援 (2006 年 3 月末現在、約 1,100 社が C P を届出) を引き続き実施するとともに、安全保障貿易相談窓口の設置、安全保障貿易管理説明会の開催 (2005 年度は開催場所：51 か所、参加人数：延べ約 2,800 名)、各税関や経済産業

局、商工会議所等でのパンフレットの配布等を通じ、我が国における安全保障貿易管理に対する普及・啓発に努めている。

(6) 産業構造審議会 安全保障貿易管理小委員会 制度改正ワーキンググループ

昨今の安全保障環境の変化の中、輸出管理の実効性向上が求められていることを受け、2006 年 4 月に制度改正ワーキンググループを設置。計 10 回の審議を経て、2007 年 6 月に技術移転規制強化、罰則強化、通常兵器キャッチオール規制の導入等について中間とりまとめを行った。

2. その他の輸出管理

国際収支の均衡の維持、外国貿易及び国民経済の健全な発展、我が国が締結した条約その他の国際約束の履行、国際平和のための国際的な努力への我が国の寄与並びに我が国の平和及び安全の維持のため、次の要件に該当する貨物は、輸出に際して経済産業大臣の承認が必要となる。

- (1) 国連決議等に基づく経済制裁実施
- (2) 国内の需給逼迫の回避等を図るもの (核燃料物質、魚粉、配合飼料等)
- (3) 輸出急増等防止のために必要なもの (漁船)
- (4) 輸出禁制物資 (国宝、麻薬等)
- (5) 国際協定等に基づき資源保護等を図るもの (ワシントン条約に基づく野生動植物、バーゼル条約に基づく特定有害廃棄物等)

3. 輸入管理

外為法第 52 条及び「輸入貿易管理令」(以下、「輸入令」と略す。)の規定に基づき、外国貿易及び国民経済の健全な発展、我が国が締結した条約その他の国際約束の履行、国際平和のための国際的な努力への我が国の寄与並びに我が国の平和及び安全の維持のため、次の輸入管理を実施している。

(1) 輸入割当・承認 (輸入令第 9 条、第 4 条第 1 項第 1 号)

特定の貨物の輸入について、輸入者に対し輸入することのできる数量又は価額を経済産業大臣が割り当てる制度。輸入者が輸入割当対象品目を輸入する際には、まず割当を

受けた後、その枠内で輸入の承認を受けることが必要である。

＜対象品目＞

水産物、モントリオール議定書附属書に定める特定フロン等

(2) 2号承認（輸入令第4条第1項第2号）

特定の地域を原産地又は船積地域とする特定の貨物の輸入を経済産業大臣の承認にかからしめる制度である。

＜対象品目＞

中国、北朝鮮及び台湾を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品、イラクを原産地又は船積地域とする盗難文化財（国連安保理決議に基づく輸入規制）、非加盟国を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書Ⅱ、Ⅲの動植物等

(3) 2の2号承認（輸入令第4条第1項第2号）

全地域を原産地又は船積地域とする特定の貨物の輸入を経済産業大臣の承認にかからしめる制度である。

＜対象品目＞

大麻、麻薬、あへん、ウラン鉱、原子炉部品、武器、ワシントン条約附属書Ⅰの動植物等

(4) 事前確認・通関時確認

(ア) 事前確認（輸入令第4条第2項）

特定の貨物を輸入する際に、事前に当該貨物所管大臣の確認を必要とする制度である。

＜対象品目＞

微生物性ワクチン及び免疫血清（治験用であることについて厚生労働大臣（人用）又は農林水産大臣（動物用）の確認）、一定の化学品（試験研究用であることについて経済産業大臣の確認）、特定の国を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書Ⅱ・Ⅲの植物のうち特定の種の貨物及び生きている動物（経済産業大臣の確認）等

(イ) 通関時確認（輸入令第4条第2項）

特定の貨物を輸入する際に、通関時に一定の書類を税関に提出することを必要とする制度である。

＜対象品目＞

ワシントン条約附属書Ⅱ・Ⅲの動植物のうち2号承認

及び事前確認を受けるべき貨物を除くもの、けしの実及び大麻の実（発芽不能の処理をしたものであることを証する地方厚生局麻薬取締部発行の書類を提出）等

4. 為替管理

(1) 支払等〔許可〕

外為法第16条第1項に基づく外国為替管理令（外為令）第6条第1項の規定により、(A) 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認める場合、(B) 外為法第10条第1項に基づき我が国の平和及び安全維持のため閣議決定が行われた場合には、財務大臣又は経済産業大臣の許可を必要とする。

(2) 特定資本取引〔許可〕

外為法第24条第1項に基づく外為令第15条第1項の規定により、(A) 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認める場合、(B) 外為法第10条第1項に基づき閣議決定が行われた場合には、経済産業大臣の許可を要する。

(3) 役務取引等〔許可〕

(ア) 外為法第25条第1項に基づく外為令第17条の規定により、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術を特定の地域において提供することを目的とする役務取引等が許可制とされている。

(イ) 外為法第25条第3項に基づく外為令第18条第1項の規定により、次のものが許可制とされている。

※核原料物資及び核燃料物資の加工若しくは貯蔵、放射線を照射した核燃料物質の分離若しくは再生又は放射性廃棄物の処理に係る役務取引

(ウ) 外為法第25条第4項に基づく外為令第18条第3項の規定により、(A) 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困

難と認める場合（※）、(B) 外為法第 10 条第 1 項に基づき我が国の平和及び安全の維持のため閣議決定が行われた場合の役務取引等は、経済産業大臣の許可を要する。

※宇宙開発に関する日米の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術の提供

5. 経済制裁

(1) 北朝鮮に対する経済制裁措置

(ア) 2006 年 10 月 9 日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表をはじめとする我が国を取り巻く国際情勢を受け、外為法第 10 条第 1 項に基づき、以下の措置が 2006 年 10 月 13 日に閣議決定され、翌 14 日に施行された。

- ・北朝鮮からの全貨物の輸入を禁止する措置
- ・北朝鮮から第三国への仲介貿易取引及び北朝鮮からの輸入に係る代金の支払を禁止する措置

(イ) 北朝鮮の核実験実施の発表に関する国連安保理決議第 1718 号に基づき、以下の措置につき 2006 年 11 月 14 日に閣議了解を得て、翌 15 日に施行となった。

- ・北朝鮮を仕向地とする奢侈品 24 品目について、輸出を禁止する措置
- ・第三国から北朝鮮へ輸出する奢侈品の仲介貿易取引を禁止する措置
- ・大量破壊兵器等関連貨物の北朝鮮への輸出を禁止する措置

(2) イランに対する経済制裁措置

イランの核問題に関する国連安保理決議第 1737 号に基づき、以下の措置につき 2007 年 2 月 16 日に閣議了解を得て、翌 17 日に施行となった。

- ・イランの核活動等に関与する者に対する支払及び資本取引等を許可制とする措置
- ・イランの核活動等に寄与する目的で行われる支払を許可制とする措置
- ・イランの核活動等に関連する品目のイランからの輸入を禁止する措置

6. 輸出入取引審議会

政府の知的財産戦略本部で決定された「知的財産推進計画 2005」を踏まえ、知的財産権侵害品の貿易管理に係る諸問題の検討を行うため、2006 年 1 月から貿易経済協力

局における「知的財産権侵害品の貿易管理の在り方に関する研究会」を 3 回開催、その後 2006 年 4 月から輸出入取引審議会企画調整部会を 2 回開催した。

当部会において、「知的財産権侵害品の水際手続の改善について」および「模倣品・海賊版の非営業者による輸入品について」について検討し、中間とりまとめを行った。

7. 経済連携協定（E P A）に基づく特定原産地証明書発給制度

「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下、「日墨 E P A」という。）」（2005 年 4 月 1 日発効）及び「経済上の連携に関する日本国とマレーシア政府との間の協定（以下、「日馬 E P A」という。）」（2006 年 7 月 13 日発効）においては、我が国と相手国との間で取引される物品について、〔1〕W T O 協定に基づく最恵国税率よりも低い特惠税率が適用される原産品を認定するための要件（原産地規則）、〔2〕原産地証明書の発給・確認の手続等が規定されている。

こうした協定の国内担保法として、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下、「原産地証明法」という。）」が整備されている。（2005 年に日墨 E P A の国内担保法として、「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」を制定したが、2006 年に一般法である原産地証明法に改正した。）

特定原産地証明書の発給業務は、原産地証明法に基づき、商工会議所が指定発給機関として、発給業務を実施している。2006 年度の特定原産地証明書の発給件数は、6,947 件（日メキシコ E P A : 5,929 件、日マレーシア E P A : 1,018 件）であった。

8. 輸出入申請手続の電子化－貿易管理オープンネットワークシステム（J E T R A S）の運用－

貿易管理オープンネットワークシステム（J E T R A S : Japan Electronic open network TRAd e control System）は、輸出入許可・承認等の申請から税関における輸出入許可・承認証等の確認に至るまでの外為法に基づく手続を電子化したシステムである。

J E T R A S は外為法に基づく輸出入許可／承認の手続の効率化・ペーパーレス化の実現を目指し、経済産業

省において 1998 年度及び 1999 年度で開発を行い、2000 年 4 月から本格的な運用を開始している（※ 1）。

また、2002 年 11 月から通関情報処理システム（N A C C S）と J E T R A S の接続・連携を行い、輸出入許可・承認の申請から輸出入許可・承認証の税関への提示・確認に至る手続の電子化を実現している（※ 2）。

2006 年の輸出入許可承認に係る電子申請件数は 4,319 件であった。

※ 1 総合物流施策大綱（1997 年 9 月閣議決定）、規制緩和推進 3 カ年計画（1998 年 3 月閣議決定）等の各種閣議決定に基づき実施。

※ 2 新総合物流施策大綱（2001 年 7 月閣議決定）、規制改革推進 3 カ年計画（2002 年 3 月閣議決定）、e - J a p a n 重点計画 - 2002（2002 年 6 月 I T 戦略会議）等の政府施策における輸出入・港湾関連手続のワンストップサービスの早期実現の提言に基づき実施。

9. 相殺関税、アンチダンピング、セーフガード

(1) 相殺関税（「関税定率法」第 7 条）

補助金交付を受けた貨物の輸入が、我が国産業に実質的に損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国産業の確立を実質的に妨げる事実がある場合において、当該の我が国産業を保護するため、必要があると認められる場合に、当該補助金の額と同額以下の関税を賦課する。

＜最近の状況＞

・ダイナミック・ランダム・アクセス・メモリー（D R A M）（韓国）

（2004 年）

6 月 16 日 エルピーダメモリ（株）、マイクロンジャパン（株）から申請

8 月 4 日 調査開始

（2005 年）

8 月 2 日 調査期限を 6 か月延長

11 月 14 日・12 月 1 日 韓国政府との二国間協議

（2006 年）

1 月 27 日 相殺関税（27.2%）の賦課決定（発動政令施行）

6 月 19 日 本措置を不服とする韓国政府の求めにより W T O パネル設置

(2) アンチダンピング（「関税定率法」第 8 条）

不当廉売された貨物の輸入が我が国産業に実質的に損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国産業の確立を実質的に妨げる事実がある場合において、当該の我が国産業を保護するため、必要があると認められる場合に、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額と同額以下の関税を賦課する。

＜最近の状況＞

韓国及び台湾産ポリエステル短繊維の一部に対するアンチダンピング調査を行い、2002 年 7 月 26 日からアンチダンピング税を賦課することを決定した。また、2006 年 8 月 31 日に帝人（株）、東レ（株）、ユニチカファイバー 3 社からの課税期間延長申請に基づき、課税期間延長に係る調査を開始した。

＜当初調査＞

（ア）申請者：帝人（株）、東レ（株）、（株）クラレ、東洋紡績（株）、ユニチカファイバー（株）

（イ）経緯

・ 2001 年 2 月 28 日 申請

4 月 23 日 調査開始

・ 2002 年 7 月 19 日 調査終了

7 月 26 日 アンチダンピング税賦課

（ウ）アンチダンピング税

・ 韓国 5 社 0 ～ 6.0 %

・ その他 13.5 %

・ 台湾 全社 10.3 %

＜課税期間延長調査＞

（ア）申請者：帝人（株）、東レ（株）、ユニチカファイバー（株）

・ 2006 年 6 月 30 日 課税期間延長申請

8 月 31 日 調査開始

(3) セーフガード（「関税定率法」第 9 条、「関税暫定措置法」第 7 条の 7、「外国為替及び外国貿易法」第 52 条）

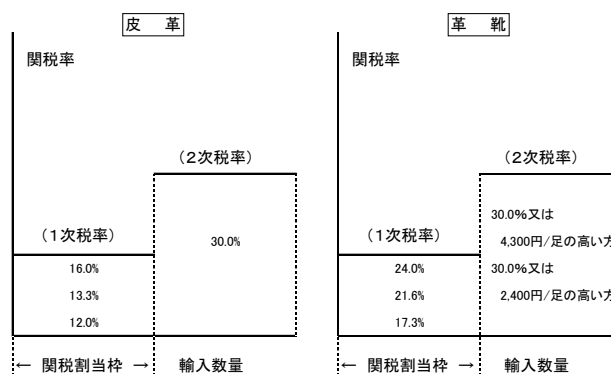
特定品目の貨物の輸入が増加し、当該貨物の輸入が国内産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがあること等が認められる場合において、国民経済上緊急の必要性が認められる場合に、関税の賦課又は輸入数量制限を行う。

＜最近の状況＞

（ア）ねぎ、生しいたけ、豊表（一般セーフガード）

・ 2000 年 11 月 24 日 農林水産大臣から調査

		開始要請
	12月22日	調査開始
・2001年	4月23日	暫定措置発動
	11月8日	暫定措置終了
	12月21日	調査期間終了
		(確定措置を発動せず)
(イ) タオル (繊維セーフガード)		
・2001年	2月26日	日本タオル工業組合連 合会が経済産業大臣に 対して調査開始要請
	4月16日	調査開始
	10月15日	調査期間延長
・2002年	4月15日	調査期間再延長
	10月15日	調査期間再延長
・2003年	4月15日	調査期間再延長
・2003年	10月15日	調査期間再延長
・2004年	4月15日	調査終了(確定措置を発 動せず)



図：関税割当制度の概念図

10. 関税割当制度

(1) 輸入数量制限の撤廃及び関税割当制度の導入の経緯

我が国は、米国及びEU(当時EC)とのGATT(関税と貿易に関する一般協定)28条交渉の合意に基づき、1986年4月、皮革・革靴等の輸入数量制限(IQ)を撤廃し、関税割当制度(TQ)を導入した。

(2) 関税割当制度の概要

本制度は「関税定率法」第9条の2及び「関税暫定措置法」第8条の5第2項に基づき、特定の物品について2段階の関税率を定め、一定数量(関税割当数量)の範囲内での輸入に対し、低い関税率(1次税率)を適用するものであるが、輸入割当制度と異なり、2次税率での輸入量を制限するものではない。なお、当該関税割当数量については、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣の共同閣議請議案件である「関税割当制度に関する政令」において定められている。

<対象品目>

(経済産業省関連)：皮革3品目、革靴